

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

(平成一七年五月二 日法律第四三号)(衆)

一、提案理由(平成一六年六月二日・衆議院内閣委員会)

長勢議員 ただいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

六十有余年に及ぶ昭和の時代は、我が国の歴史上、未曾有の激動と変革、苦難と復興の時代でありました。今日我々がある平和と繁栄の日本は、まさにこのような時代の礎の上に築かれたのであります。

二十一世紀を迎え、我が国は今また新たな変革期にあります。昭和の時代を顧み、歴史的教訓を酌み取ることによって、平和国家、日本のあり方に思いをいたし、未来への指針を学び取することは、我が国の将来にとって極めて意義深いこととあります。

このような観点から、この法律案は、昭和の時代に天皇誕生日として広く国民に親しまれ、この時代を象徴する四月二十九日を、昭和を記念する昭和の日として新たに祝日とすることといたしております。

また、現在、四月二十九日はみどりの日として国民の祝日とされております。その祝日とされる趣旨は「自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。」とされており、緑豊かな我が国にとって極めて有意義であり、国民の間にも定着しているところであります。こうしたみどりの日の意義にかんがみ、しかも祝日の増加による影響にも配慮しつつ、青葉若葉の時節であり、ゴールデンウイークの一日である五月四日を見どりの日とすることといたしております。

なお、祝日と日曜日が重なった場合の現行の振りかえ休日について調整することといたしております。

次に、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国民の祝日として、新たに昭和の日を加え、昭和の日を四月二十九日とし、その意義を「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。」とすることといたしております。

第二に、みどりの日を五月四日とすることといたしております。

第三に、国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日を休日とすることといたしております。

なお、この法律は、平成十八年一月一日から施行することといたしております。

以上が、本法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(平成一七年四月五日)

松下忠洋君 ただいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民の祝日として、新たに「昭和の日」を加え、「昭和の日」は四月二十九

日とし、「みどりの日」を五月四日とするとともに、国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日を休日としようとするものであります。

本案は、第百五十九回国会に保利耕輔君外四名から提出され、昨年六月一日本委員会に付託され、翌二日提出者長勢甚遠君から提案理由の説明を聴取した後、継続審査となっていたものであります。

今国会においては、四月一日質疑を行い、質疑終了後、本案に対し、自由民主党及び公明党の共同提案により、施行期日を平成十九年一月一日からとする修正案が提出され、提出者から趣旨説明を聴取いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一七年四月一日）

山本（拓）委員 ただいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、第百五十九回国会に提出され、継続審査となっていたものであり、提出から相当の期間が経過しております。国民各層に対する十分な周知期間を確保するため、原案において「平成十八年一月一日」と定めております施行期日を「平成十九年一月一日」に改めるものであります。

以上が、修正案の趣旨であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

三、参議院内閣委員長報告（平成一七年五月一三日）

高嶋良充君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百五十九回国会に衆議院に提出され継続審査となっておりましたが、今国会に入り同院で修正議決され、本院に提出されたものであります。

その内容は、国民の祝日として昭和の日を加えるとともに、みどりの日を五月四日とする等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して、衆議院議員長勢甚遠君より趣旨説明及び修正部分の説明を聴取した後、昭和の日を定めることの意義、国民の祝日に関する法律の趣旨から見た昭和の日の位置付け、昭和の日を四月二十九日とし、みどりの日を五月四日に改める理由、昭和の日の制定の是非に関する国民各層の議論についての認識、本改正法の国民への周知方法等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、討論に入りましたところ、社会民主党・護憲連合の近藤委員よ

り反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。